

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 3年(令和10年3月31日まで) |
| 有効期間 | 二種(令和10年3月31日まで) |

警視庁生活安全部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生企発第214号、交企発第113号
令和6年4月8日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁交通局交通企画課長

自転車防犯登録制度及び二輪車防犯登録制度に関する運用上の留意事項について(通達)

近年、モビリティに係る開発技術の進歩等を背景として、ペダル付き原動機付自転車(自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定するものをいう。))又は一般原動機付自転車(同項第10号に規定する原動機付自転車のうち、同号イに該当するものをいう。))であって、原動機に加えてペダルを備え、原動機を作動させずペダルを用いて走行させることができるものをいう。以下同じ。)の普及が進んでおり、これに関連する交通事故及び交通違反が増加している。また、交通違反をした者の中には、自転車防犯登録(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。))第12条第3項の規定により、自転車(道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)を利用する者が、その利用する自転車について受けなければならないこととされているものをいう。以下同じ。)を受けていることをもって、ペダル付き原動機付自転車を自転車と誤認している者も見受けられるところである。自転車防犯登録を受けていることにより、ペダル付き原動機付自転車が自転車に該当することとなるものではなく、車両の構造に応じて自転車に該当するかどうか決まることとなるが、このような現状を踏まえ、下記のとおり、自転車防犯登録制度及び二輪車防犯登録制度(旧グッドライダー防犯登録制度。以下同じ。)に関する運用上の留意事項を示すこととしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 制度の概要

(1) 自転車防犯登録について

自転車法上の自転車については、自転車法第2条第1号の規定により、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいうこととされている。

また、自転車法第12条第3項の規定により、自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う自転車防犯登録を受けなければならないこととされてい

る。

これを受け、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）により、自転車を利用する者の申出により、都道府県公安委員会により指定を受けた一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない団体（以下「指定団体」という。）が当該申出に係る自転車に登録番号標（以下「防犯登録シール」という。）を表示することとされている。

(2) 二輪車防犯登録について

二輪車防犯登録制度は、一般社団法人二輪車普及安全協会が実施主体となって推進している任意制度で、現在は、全国オートバイ協同組合連合会も同制度への加入を促進している。両団体の加盟店舗において二輪車の防犯登録（ステッカー貼付）が行われている。

2 自転車防犯登録に当たっての留意事項等

(1) 自転車防犯登録の対象車両

自転車については、自転車法により自転車防犯登録を行うことが義務付けられている一方、ペダル付き原動機付自転車を含む二輪車についてはこれが義務付けられていない。しかし、二輪車については、二輪車防犯登録を通じて犯罪の予防及び盗品等の早期回復を図ることが可能である。

そこで、利用者が自転車防犯登録及び防犯登録シールによって車両区分を誤認することがないように、指定団体が一般原動機付自転車について自転車防犯登録を行っている場合には、自転車防犯登録の対象車両に一般原動機付自転車を含めず、二輪車防犯登録制度を教示することとする運用など、自転車防犯登録の在り方について指定団体と協議されたい。

(2) ペダル付き原動機付自転車の構造及び運転者が遵守すべき交通法規

近年、ペダル付き原動機付自転車に関連する交通違反が増加傾向にあることを踏まえ、各都道府県警察にあつては、指定団体に対して、ペダル付き原動機付自転車について、

- 原動機を作動させずペダルを用い、かつ、人の力のみにより走行させることができるものであっても道路交通法上、「自動車」又は「一般原動機付自転車」に該当し、当該車両をペダルのみを用いて走行させる場合であっても自動車又は一般原動機付自転車の「運転」に該当すること
- ペダル付き原動機付自転車の運転に当たっては、運転免許を要するほか、乗車用ヘルメットをかぶらなければならない、運転免許を受けず、又は乗車用ヘルメットをかぶらないで当該車両を運転した場合には、それぞれ道路交通法第64条第1項違反又は道路交通法第71条の4第1項若しくは第2項違反が成立すること
- ペダル付き原動機付自転車は、車道を走行させなければならない、適法に歩道又は路側帯を走行させることはできないこと
- 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により、道路運送車両の

保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める基準に適合していない自動車及び原動機付自転車は運行の用に供してはならないこと

- 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により、自動車賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結されている車両でなければ、運行の用に供してはならないこと

など、ペダル付き原動機付自転車の運転者が遵守すべき交通法規、ペダル付き原動機付自転車と自転車の構造上の相違点（スロットルが備えられているものはペダル付き原動機付自転車であること等）等を生活安全部門と交通部門が連携して説明するとともに、自転車防犯登録を実施しようとする場合には、申出に係る車両の型式を確認するなどして自転車であるかどうかを確認する運用についても協議されたい。